

法人名 社会医療法人財団 大和会

医療法人番号

3

所在地 東京都東大和市南街一丁目13番地の12

貸借対照表  
(令和5年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	8,612,748	I 流動負債	4,204,632
現金及び預金	5,447,625	買掛金	818,023
事業未収金	3,006,199	短期借入金	1,514,448
たな卸資産	107,167	未払金	1,266,898
短期貸付金	6,530	未払費用	64,604
前払費用	33,509	未払法人税等	10,499
その他の流動資産	17,934	前受金	132
貸倒引当金	△ 6,216	預り金	86,193
II 固定資産	5,734,986	仮受金	5,715
1 有形固定資産	5,597,611	賞与引当金	429,266
建物	3,961,097	リース負債	10,906
構築物	39,832		
医療用器械備品	877,205	II 固定負債	5,615,685
その他の器械備品	108,531	長期借入金	2,867,265
車両運搬具	3,412	退職給付引当金	2,568,093
土地	583,170	役員退職給付引当金	161,627
リース資産	24,362	長期リース負債	16,644
2 無形固定資産	73,372		
ソフトウェア	68,884		
電話加入権	4,488		
		負債合計	9,820,317
		純資産の部	
		科目	金額
3 その他の資産	64,001	I 積立金	4,527,417
敷金	10,053	設立等積立金	515,715
預け保証金	1,600	繰越利益積立金	4,011,702
保険積立金	8,368		
繰延税金資産	19,610		
その他の固定資産	24,370		
		純資産合計	4,527,417
資産合計	14,347,735	負債・純資産合計	14,347,735

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 社会医療法人財団 大和会

医療法人番号

3

所在地 東京都東大和市南街一丁目13番地の12

## 損 益 計 算 書

(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		16,899,171
2 事業費用		
(1)事業費	16,543,895	
(2)本部費		16,543,895
本来業務事業利益		355,276
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		424,344
2 事業費用		403,095
附帯業務事業利益		21,248
事業利益		376,524
II 事業外収益		
受取利息	23	
その他の事業外収益	257,840	257,863
III 事業外費用		
支払利息	41,090	
その他の事業外費用	69,730	110,820
経常利益		523,566
IV 特別利益		
前期損益修正益	234	234
V 特別損失		
固定資産除却損	1,175	
前期損益修正損	55,940	
その他の特別損失	129	57,244
税引前当期純利益		466,556
法人税・住民税及び事業税	10,499	
法人税等調整額	△1,572	8,927
当期純利益		457,629

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

1. 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法  
最終仕入原価法を採用しております

2. 固定資産の減価償却の方法

1 有形固定資産

定率法を採用しています。但し、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 39 年～47 年

建物附属設備 6 年～20 年

構築物 10 年～20 年

医療用器械備品 2 年～ 15 年

その他の器械備品 2 年～20 年

車両運搬具 2 年～ 6 年

2 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3 リース資産 リース期間定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については個々の債権の回収可能性を勘案して計上しています。

賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込み額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しています。

退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異は、各会計年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌会計年度から費用処理しております。

役員退職給付引当金 役員に対して将来支給する退職慰労金のうち、当該会計年度までに負担すべき額を見積り、計上しております。

4. 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法 原則として、繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段と方法 ヘッジ手段：金利スワップ  
ヘッジ対象：借入金の利息

③ヘッジ方針 借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

④ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理方法  
消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。
6. その他貸借対照表等作成の基本となる事項  
有形固定資産の減価償却累計額 13,627,893 千円
7. 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項  
該当なし
8. 担保に供されている資産に関する事項
- |                |              |
|----------------|--------------|
| 1. 担保に供されている資産 |              |
| 土地             | 340,948 千円   |
| 建物             | 2,844,973 千円 |
| 2. 担保に係わる債務    |              |
| 短期借入金          | 234,460 千円   |
| 長期借入金          | 1,800,545 千円 |
9. その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項
1. 貸借処理をしたファイナンス・リース取引の未経過リース料
- |         |           |
|---------|-----------|
| 車両運搬具   | 41,437 千円 |
| 医療用器械備品 | 957 千円    |
2. 退職給付債務及びその内訳
- |                                |                     |
|--------------------------------|---------------------|
| (1) 退職給付債務                     | 2,618,097 千円        |
| (2) 年金資産                       | 千円                  |
| (3) 未認識退職給付債務 (1) + (2)        | <u>2,618,097 千円</u> |
| (4) 未認識数理計算上の差異                | △50,003 千円          |
| (5) 未認識過去勤務費用                  | 千円                  |
| (6) 貸借対照表計上額純額 (3) + (4) + (5) | <u>2,568,093 千円</u> |
| (7) 退職給付引当金                    | 2,568,093 千円        |
3. 補助金等の会計処理及び内訳並びに交付者、損益計算書への影響額  
補助金等については、以下の通り、事業収益に計上しております。
- |                      |           |              |
|----------------------|-----------|--------------|
| 内訳：公的病院等運営費補助金       | 交付者：武蔵村山市 | 53,194 千円    |
| 内訳：救急医療体制整備事業補助金     | 交付者：東大和市  | 33,524 千円    |
| 内訳：コロナ感染症医療提供体制整備補助金 | 交付者：東京都   | 1,061,862 千円 |
| 内訳：新型コロナ外来診療体制確保協力謝金 | 交付者：東京都   | 125,200 千円   |
| 内訳：新型コロナ陽性疑い患者一時受入謝金 | 交付者：東京都   | 117,210 千円   |